事 務 連 絡

令和４年３月１１日

居宅系介護サービス事業所各位

江戸川区福祉部介護保険課課長

安田　健二

**新型コロナウイルス感染者に係る在宅生活確保緊急支援事業について**

「新型コロナウイルス感染者に係る在宅生活確保緊急支援事業」について、改めてお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅で療養を余儀なくされるひとり暮らしの要介護者や障害者などの安定的な生活を確保するため、訪問等によるサービスを提供する介護事業者や障害サービス事業者に対して、①衛生用品の提供、②5,000円/日の従事手当、③1,000円のPCR検査費用を区独自で助成することとしております。詳細な内容及びQ&Aについては、別紙をご参照ください。

なお、令和4年3月31日までの従事手当及びPCR検査費用実績分については、**令和4年4月15日まで**にご申請ください。

フロー図



本事業に係るようなケースが発生した場合には、ケアマネジャー及び訪問系事業所の従事者の方などを中心に、まずは介護保険課指導係（03-5662-0892）にご報告いただきますようよろしくお願いいたします。

　　担当：介護保険課事業者調整係 03-5662-0032（直通）